

公共調達物の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
						(円)	(円)	(%)	(人)	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
1 「労働法コメントNo.3 令和3年版 労働基準法上巻」外購入	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 森實 久美子 大阪市中央区大手前4-1-67	R4.3.8	(株)労働行政 東京都品川区西五反田3-6-21	8010401046377	別紙2参照	3,540,000	3,540,000	100.0%	-	-	-	-	
2 「労災保険適用事業細目の解説 令和4年版」外購入	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 森實 久美子 大阪市中央区大手前4-1-67	R4.3.8	(株)労働新聞社 大阪支社 大阪市北区西天満5-1-3	1011401006988	別紙3参照	1,007,700	1,007,700	100.0%	-	-	-	-	
3 大阪労働局会計課における書籍の購入	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 森實 久美子 大阪市中央区大手前4-1-67	R4.3.8	(株)かんぽう 大阪市西区江戸堀1-2-14	7120001042411	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第3号	1,098,900	684,435	62.3%	-	-	-	-	
4 大阪労働局におけるOA機器の購入	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 森實 久美子 大阪市中央区大手前4-1-67	R4.3.8	(株)サン商事 大阪市北区紅梅町2-17	2120001132225	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第3号	1,495,836	1,090,510	72.9%	-	-	-	-	
5 発煙管外購入	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 森實 久美子 大阪市中央区大手前4-1-67	R4.3.8	吉広商会 兵庫県神戸市兵庫区中道通2-4-6		会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第3号	1,097,232	856,548	78.1%	-	-	-	-	
6 デジタルカメラ外購入	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 森實 久美子 大阪市中央区大手前4-1-67	R4.3.10	(株)大塚商会 LA関西営業部 大阪市福島区福島6-14-1	1010001012983	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第3号	1,578,660	1,475,122	93.4%	-	-	-	-	
7 「パーソナルコンピュータ」外購入業務委託	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 森實 久美子 大阪市中央区大手前4-1-67	R4.3.17	リーフネット(株) 岡山県岡山市北区鹿田町1-8-18 アルファステイツ 大学病院通り703	3260001029943	別紙4参照	3,107,460	2,677,356	86.2%	-	-	-	-	

契約件名及び数量	「労働法コンメンタールNo.3 令和3年版 労働基準法 上巻」外購入
随意契約によることとした理由	当該書籍については、出版元以外の業者は、再販売価格維持制度により、販売価格の指定(定価販売)を受けていることに加え、再販売価格維持制度が適用されない出版元を契約先とすることで、より経済的な調達が可能となることから、契約の目的又は性質が競争を許さない場合として、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当したため。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	「労災保険適用事業細目の解説 令和4年版」外購入
随意契約によることとした理由	当該書籍については、出版元以外の業者は、再販売価格維持制度により、販売価格の指定(定価販売)を受けていることに加え、再販売価格維持制度が適用されない出版元を契約先とすることで、より経済的な調達が可能となることから、契約の目的又は性質が競争を許さない場合として、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当したため。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	「パーソナルコンピューター」外購入業務委託
随意契約によることとした理由	<p>パーソナルコンピューターについては、経年劣化、OSサポート終了に伴う買い替えや人員増、司法業務等で必要不可欠なものであり、早期に調達する必要があることから、製造メーカー、販売業者（インターネット含む）などに在庫確認を行っていただき、半導体不足の影響により市場に流通しておらず、何れも在庫なしの回答が1か月以上続いていたところ、今般、販売業者1者から納入できる旨の連絡があった。半導体不足の状況に改善の兆しが見えないなか、この機会に調達しなければ調達機会を失い、業務に多大な影響を及ぼすことになることから、会計法29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第4項ニ「急速に契約しなければ契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがあること」を適用したため。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	